

第5節 安全・安心の確保

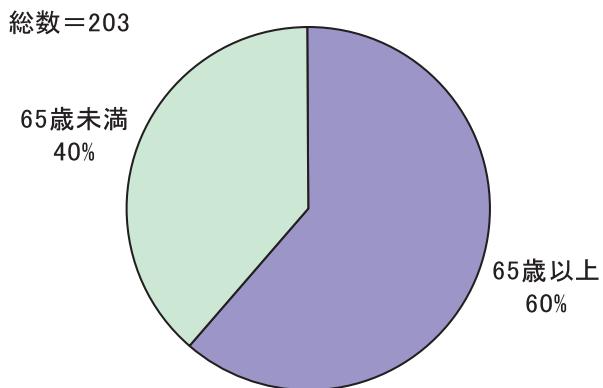
- 災害時要援護者（高齢者、障害者等）に対応する区市町村の取組を支援します。
- 高齢者の交通安全意識の向上を図ります。
- 感染症予防、防止に係る理解の促進の取組を支援していきます。

1 防災・防火への取組

【現状と課題】

- 近年の大規模震災、風水害における死者の過半数は高齢者です。災害時における人的被害を最小限にするため、災害時要援護者（高齢者、障害者等）対策は喫緊の課題となっています。
- 各区市町村においては、国が定めた「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月改訂）に基づき、具体的な避難支援計画（個別計画）の策定や避難支援体制の整備が進められているところです。
- これには、平常時から災害時要援護者に関する情報を収集・管理するとともに、関係機関においてこれを共有化し、災害時の迅速な対応に資することが求められます。
- しかし、情報の収集と共有化に当たっては、災害時要援護者の個人情報保護の問題や、災害時支援者の絶対数の不足等の課題があり、全国の自治体でも個別計画の策定に着手しているところは1/3程度に留まっているのが現状です¹。
- また、火災に関しては、高齢者を火災から守るため、高齢者の火災による死者、負傷者の分析を行い、情報を発信していく必要があります。

<平成16年に発生した主な風水害による死者・行方不明者数〔全国〕>



資料：国土交通省公表資料に基づいて作成

¹ 総務省「市町村における災害時要援護者の避難支援対策への取組状況調査結果」（平成20年11月）

【施策の方向】

- 東京都は、区市町村が実施する災害時要援護者対策について、関係機関の連携や災害時要援護者に関する情報の共有化の推進に寄与するなど、避難支援体制の整備に対する支援を行います。
- また、区市町村における災害時要援護者対策の一体的な向上を図るため、区市町村の関係者に対し、理論と実践の両面から理解を深める災害時要援護者研修を行います。
- 防火対策に関しては、「火災と救急事故に関する高齢者の実態」をとりまとめ、情報を発信するとともに、高齢者を対象にした広報・普及啓発に努めます。また、関係行政機関、民生委員、自主防災組織、町会、自治会等の連携による地域住民が一体となった協力体制作りを積極的に推進しています。

【主な施策】

・災害時要援護者支援体制整備補助事業〔福祉保健局〕

区市町村に対し、災害時要援護者の名簿作成等、地域での避難支援体制の整備に必要な経費の一部を補助し、関係機関及び地域の支援者との連携を深め、避難支援プランの策定を推進します。

・住宅防火対策等の推進〔東京消防庁〕

住宅火災から高齢者の死者を低減させるため、住宅防火診断の実施や住宅用火災警報器の設置促進及び火災予防意識の向上を図るためにリーフレットを作成・配付しています。

・社会福祉施設等耐震化促進事業【新規】〔福祉保健局〕

都内の民間福祉施設の耐震化を促進していくため、耐震診断と耐震改修に対して補助を行います。

地域活動 10

問い合わせ先：渋谷区危機管理対策部防災課 電話：03（3463）1593（直）

渋谷区 災害時要援護者対策

渋谷区では、平成 19 年度から区の行政情報を基に、高齢者や身体障害者の方の中で災害発生時の避難に当たって支援が必要と思われる人について、「災害時要援護者対象名簿」を作成しています。

平成 19 年度の名簿登載者は、887 人です。

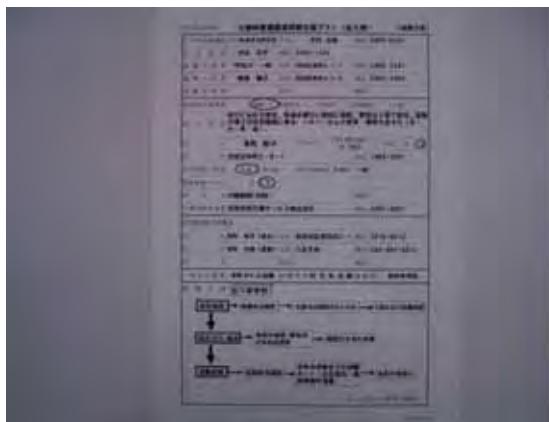
地域の自主防災組織が民生委員等と連携して、この名簿を基に対象者宅を訪問して面接を行い、災害時の「避難支援プラン」を対象者ごとに作成します。（できあがった支援プランは、自主防災組織の会長と区防災課が保管しています。）

支援プランでは、支援者や避難計画等を決めます。この避難計画では、対象者の身体状況等を考慮した上で、災害時の街の状況を照らして避難所等に避難するまでの手順、道順等を定めています。

支援者は地域の近隣の方が担っており、災害が発生すると対象者の安否確認を行い、避難が必要なときは避難計画に基づき避難をします。

区では、この避難支援プランの作成を通じて、地域全体での災害時要援護者の支援体制の構築に努めていきます。

＜災害時要援護者避難支援プラン（見本）＞



2 交通安全対策

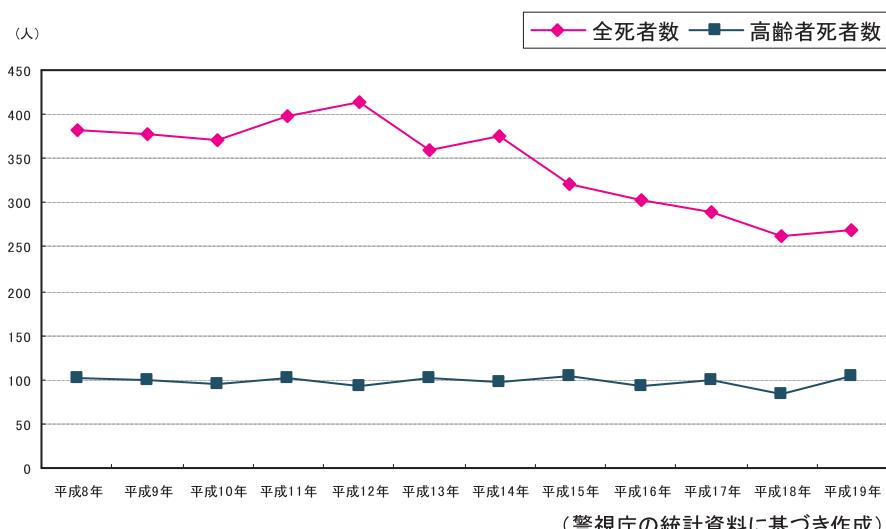
【現状と課題】

- 平成19年における都内高齢者の交通事故死者数は105人と、前年に比べ22人増加し、交通事故死者数全体の4割を占め、年齢層別で最も高くなっています。このうち歩行によるものが6割以上を占めています。
- 都では、平成18年4月に策定した、「第8次東京都交通安全計画」（平成18年度～平成22年度）において、「高齢者の交通安全の確保」を最重点施策と位置づけ、高齢者自身の交通安全の意識の高揚を図り、交通安全への自助・共助を促しています。
- 運動能力や認知判断能力が適度に備わっているかの認識や交通法規など、交通安全に関する基礎的知識が不十分な高齢者も多く見受けられます。

【施策の方向】

- 高齢者交通安全対策推進会議において検討された、高齢者交通安全確保のための3つのアクションプラン〔①反射材の普及促進、②地域での高齢者交通安全教室開催の働きかけ等、③運転経歴証明書の普及拡大〕の推進に努めています。
- 高齢者に、交通安全教室等様々な機会を通じて、自分自身の運動能力や認知判断能力を体感し認識してもらうとともに、交通法規など交通安全に関する基礎知識を習得してもらうよう、努めています。また、反射材の着用等、交通事故を防止するための安全対策の啓発を行い、高齢者の安全意識の向上を図ります。

<都内高齢者交通事故死者数>



資料：東京都青少年・治安対策本部作成

〔高齢者に期待される取組〕

歩行中の事故を防止するため、特に夜間等に外出する際には、ドライバー等から目立つように、「反射材などを身につける」「明るい色の服装にする」などの自己防衛を心掛けることが必要です。

また、一般的に、加齢に伴い身体機能が低下し、若いときほど速くは歩けないこと、とっさの行動がとれなくなることを念頭に置いて、交通法規を遵守し、周囲に広く目を向け、無理のない行動を心掛けることが必要です。

〔一般ドライバーに期待される取組〕

高齢者の運動能力の低下や、視覚・聴覚の低下といった特性に配慮した運転を心掛けることが大切です。

【主な施策】

・区市町村交通安全教育担当者実務講習会〔青少年・治安対策本部〕

区市町村職員が地域住民に対し、交通安全思想の普及や正しい交通ルール等についての交通安全教育を実施できるよう、各区市町村が選任した交通安全教育担当者が基礎的知識及び実務能力等を身につけるための実務講習会を開催します。

・高齢者交通安全教室〔青少年・治安対策本部〕

区市町村が主体的に実施する高齢者を対象とした交通安全教室等において、東京都が出前型の交通安全教育を実施することにより、高齢者の交通安全意識を更に高めます。

・シルバーバス用パンフレットへの交通事故防止啓発記事の掲載〔青少年・治安対策本部〕

社団法人東京バス協会が作成し、高齢者に配布されるシルバーバス用パンフレット「東京都シルバーバスを利用するみなさまへ」に、高齢者の交通事故防止の啓発に関する記事を掲載し（1頁分）、交通安全意識の向上を図っています。

・歩行者教育システム〔青少年・治安対策本部〕

道路に見立てたマット上を模擬横断し、その状況をスクリーンの映像と合成する歩行シミュレーション機能により、横断時の危険性を参加者に体験してもらうもので、区市町村、警察署、学校、交通安全団体等が実施する講習会などで活用することにより、体験者の交通安全意識の向上を図ります。

・高齢者交通安全対策推進会議〔青少年・治安対策本部〕

高齢者の交通安全を確保するための諸施策について、関係行政機関が緊密な連携を図り、総合的かつ効果的な対策を推進します。